

第121期 決算公告

2024年6月28日

愛媛県松山市南堀端町1番地
株式会社伊予銀行
取締役頭取 三好 賢治

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	1,169,668	預 金	6,501,020
現 金	52,145	当 座 預 金	358,684
預 け 金	1,117,522	普 通 預 金	3,612,201
コ 一 ル 口 一 金	8,478	貯 蓋 預 金	114,806
買 入 金 錢 債 権	4,599	通 知 預 金	20,887
商 品 有 価 証 券	232	定 期 預 金	2,092,499
商 品 国 債	232	定 期 積 金	13,031
金 錢 の 信 託 券	1,885	そ の 他 の 預 金	288,908
有 価 証 券	2,060,752	譲 渡 性 預 金	448,063
国 地 方 式	173,526	コ 一 ル マ ネ 一 定 金	5,299
社 株 式	298,865	売 現 先 勘 定 金	91,460
そ の 他 の 証 券	80,539	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	327,936
貸 出	414,519	借 用 金	753,277
割 引 手 形 付	1,093,300	借 入 金	753,277
手 形 貸 付	5,667,471	外 国 為 替	332
當 座 貸 越	12,635	売 渡 外 国 為 替	311
外 国 為 替	20,234	未 払 外 国 為 替	21
外 国 他 店 預 け	4,922,667	信 託 勘 定 借 債	1,205
買 入 外 国 為 替	7,281	そ の 他 負 債	122,804
取 立 外 国 為 替	7,149	未 決 済 為 替 借 債	11
そ の 他 資 產	83	未 払 法 人 税 等 用 益	7,567
前 払 費 用	48	未 払 費 用	10,740
未 収 収 益	145,020	前 受 収 益	1,428
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	1,286	給 付 補 填 備 金	0
金 融 派 生 商 品	9,331	金 融 商品 等 受 入 担 保 金	77,625
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	5,733	リ 一 ス 債 務	17,923
そ の 他 の 資 產	47,724	資 產 除 去 債 務	2,600
有 形 固 定 資 產	38,767	そ の 他 の 負 債	43
建 物	42,177	賞 与 引 当 金	4,863
土 地	73,860	退 職 給 付 引 当 金	1,564
リ 一 ス 資 產	16,829	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	11,242
建 設 仮 勘 定	47,985	偶 発 損 失 引 当 金	592
そ の 他 の 有 形 固 定 資 產	2,359	株 式 報 酬 引 当 金	1,209
無 形 固 定 資 產	3,401	固 定 資 產 解 体 費 用 引 当 金	452
ソ フ ト ウ エ ア	3,285	繰 延 税 金 負 債	818
そ の 他 の 無 形 固 定 資 產	14,673	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	97,151
前 払 年 金 費 用	8,745	支 払 承 諾	9,361
支 払 承 諮 見 返	5,927	負 債 の 部 合 計	40,068
貸 倒 引 当 金	32,920	(純 資 產 の 部)	8,413,862
	40,068	資 本 金	20,948
	△ 31,524	資 本 剰 余 金	10,480
		資 本 準 備 金	10,480
		利 益 剰 余 金	479,614
		利 益 準 備 金	20,948
		そ の 他 利 益 剰 余 金	458,665
		圧 縮 記 帳 積 立 金	1,993
		別 途 積 立 金	393,594
		繰 越 利 益 剰 余 金	63,078
		株 主 資 本 合 計	511,043
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	249,053
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,664
		土 地 再 評 価 差 額 金	18,765
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	270,483
		純 資 產 の 部 合 計	781,526
資 產 の 部 合 計	9,195,389	負 債 及 び 純 資 產 の 部 合 計	9,195,389

損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目		金額
経常益	収益	172,917
資本貸出証券	利息	133,671
金利	利息	89,540
価値	利息	40,694
コロ	利息	310
買入	利息	△ 0
預現	利息	1,747
そけ	利息	1,377
の他	利息	7
信託	報酬	13,195
役務取引	手数料	2,978
受入	手数料	10,216
そその他の	手数料	18,306
外國債券	売却益	3,074
国債	売却益	14,702
国債	売却益	129
金融	売却益	399
その他	売却益	7,737
の他	売却益	373
株式	売却益	5,926
金	売却益	131
そ	売却益	1,306
経常費用		116,776
資本金	調達費	50,905
預金	利息	12,384
譲渡性預金	利息	87
コ一ルマネ	利息	715
売債券	利息	2,142
借貸用金	利息	6,887
金利	利息	9,364
そ他の	利息	19,024
務取引	手数料	300
役支	手数料	6,568
そその他の	手数料	918
商品	手数料	5,650
国債	手数料	5,263
の他	手数料	7
の他	手数料	5,159
の等	手数料	97
の他	手数料	50,311
の倒	手数料	3,727
貸株式	手数料	2,017
株金	手数料	444
そ	手数料	5
の他	手数料	207
の他	手数料	1,053
経常利益		56,141
特固定資産	損失	48
特固定資産	損失	553
減損	損失	371
税引前税人	税額	182
法税人	税額	13,604
法法當期	税額	4,163
当	税額	17,768
	純利	37,867

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2.(1)と同じ方法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～40年

その他 5年～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要な修正等を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ資産査定監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,311百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事

業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(6) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への株式会社いよいんホールディングスの株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(7) 固定資産解体費用引当金

固定資産解体費用引当金は、当行が保有する本店等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる額を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(貸倒引当金)

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 31,524百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定にお

ける債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 170百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,567 百万円
危険債権額	71,916 百万円
要管理債権額	20,629 百万円
三月以上延滞債権額	2,338 百万円
貸出条件緩和債権額	18,290 百万円
小計額	96,113 百万円
正常債権額	5,900,336 百万円
合計額	5,996,449 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,719百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	863,381百万円
貸出金	660,145百万円

担保資産に対応する債務

預金	6,766百万円
売現先勘定	91,460百万円
債券貸借取引受入担保金	327,936百万円
借用金	745,494百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券393百万円及びその他の資産35,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金4百万円及び敷金334百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,268,770百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,073,913百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ず

しも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条のうち主に第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 12,231百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 53,454 百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 8,143 百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は51,899百万円であります。

10. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 41 百万円

11. 関係会社に対する金銭債権総額 2 百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 1,488 百万円

13. 銀行法第18条の定めにより剩余金の配当に制限を受けております。

剩余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剩余金の配当により減少する剩余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

14. 単体総自己資本比率(国際統一基準)は15.27%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

役務取引等に係る収益総額 3 百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 74 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0 百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 2,404 百万円

2. 関連当事者との取引

記載すべき重要な取引はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2024年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△22

2. 満期保有目的の債券(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	20
関連法人等株式	150

4. その他有価証券(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	株式	400,611	82,014	318,596
	債券	224,436	217,803	6,632
	国債	153,529	148,515	5,013
	地方債	49,241	47,823	1,417
	短期社債	—	—	—
	社債	21,666	21,463	202
	その他	598,602	556,021	42,581
	小計	1,223,650	855,839	367,810
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	株式	2,564	2,848	△283
	債券	328,495	334,720	△6,225
	国債	19,997	20,009	△11
	地方債	249,624	255,436	△5,812
	短期社債	—	—	—
	社債	58,872	59,274	△402
	その他	483,496	489,624	△6,128
	小計	814,556	827,194	△12,637
合計		2,038,207	1,683,033	355,173

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等	11,273
組合出資金等	12,002

市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8,500	5,880	281
債券	9,279	56	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	9,279	56	—
その他	1,967,327	14,692	5,322
合計	1,985,106	20,629	5,603

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は97百万円(うち、債券97百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合において、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの(百万円)
その他の金銭の信託	1,885	1,143	742	742	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	11,869 百万円
土地減損損失	717
減価償却費	506
賞与引当金	477
その他	3,414
繰延税金資産小計	16,985
評価性引当額	△939
繰延税金資産合計	16,045
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△106,924
前払年金費用	△4,228
繰延ヘッジ損益	△1,169
圧縮記帳積立金	△874
繰延税金負債合計	△113,197
繰延税金負債の純額	△97,151 百万円

(1株当たり情報)

1. 1株当たりの純資産額	2,493円63銭
2. 1株当たりの当期純利益金額	120円82銭

信 託 財 産 残 高 表
(2024年 3月31日現在)

(単位 :百万円)

資 产	金 額	负 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	1,205	金 錢 信 託	1,702
現 金 預 け 金	496		
合 计	1,702	合 计	1,702

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。
2. 共同信託他社管理財産 一百万円

元本補てん契約のある信託
金銭信託

(単位 :百万円)

資 产	金 額	负 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	1,205	元 本	1,205
合 计	1,205	合 计	1,205

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,169,668	預 金	6,500,754
コールローン及び買入手形	8,478	譲 渡 性 預 金	448,063
買 入 金 錢 債 権	4,599	コールマネー及び売渡手形	5,299
商 品 有 価 証 券	232	売 現 先 勘 定	91,460
金 錢 の 信 託	1,885	債券貸借取引受入担保金	327,936
有 価 証 券	2,060,732	借 用 金	753,277
貸 出 金	5,667,471	外 国 為 替	332
外 国 為 替	7,281	信 託 勘 定 借	1,205
そ の 他 資 産	145,030	そ の 他 負 債	122,877
有 形 固 定 資 産	73,868	賞 与 引 当 金	1,597
建 物	16,829	退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,279
土 地	47,985	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	592
リ 一 ス 資 産	2,367	偶 発 損 失 引 当 金	1,209
建 設 仮 勘 定	3,401	株 式 報 酬 引 当 金	452
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,285	固 定 資 産 解 体 費 用 引 当 金	818
無 形 固 定 資 産	14,673	繰 延 税 金 負 債	103,735
ソ フ ト ウ エ ア	8,745	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	9,361
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	5,927	支 払 承 諾	40,068
退 職 給 付 に 係 る 資 産	51,538	負 債 の 部 合 計	8,417,322
繰 延 税 金 資 産	15	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諮 見 返	40,068	資 本 金	20,948
貸 倒 引 当 金	△ 31,524	資 本 剰 余 金	21,216
		利 益 剰 余 金	469,046
		株 主 資 本 合 計	511,211
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	249,053
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,664
		土 地 再 評 価 差 額 金	18,765
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	15,002
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	285,486
資 産 の 部 合 計	9,214,020	純 資 産 の 部 合 計	796,698
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,214,020

連結損益計算書
(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	172,908
資 金 運 用 収 益	
貸 出 金 利 息	133,671
有 価 証 券 利 息 配 当 金	89,540
コールローン利息及び買入手形利息	40,694
買 現 先 利 息	310
預 け 金 利 息	△0
そ の 他 の 受 入 利 息	1,747
信 託 報 酬	1,377
役 務 取 引 等 収 益	7
そ の 他 業 務 収 益	13,195
そ の 他 経 常 収 益	18,312
債 却 債 権 取 立 益	7,721
そ の 他 の 経 常 収 益	373
	7,348
経 常 費 用	116,755
資 金 調 達 費 用	
預 金 利 息	50,905
譲 渡 性 預 金 利 息	12,384
コールマネー利息及び売渡手形利息	87
売 現 先 利 息	715
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	2,142
借 用 金 利 息	6,887
そ の 他 の 支 払 利 息	9,364
役 務 取 引 等 費 用	19,324
そ の 他 業 務 費 用	6,568
宮 業 経 常 費 用	5,267
そ の 他 経 常 費 用	50,286
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,727
そ の 他 の 経 常 費 用	2,017
	1,710
経 常 利 益	56,152
特 別 利 益	48
固 定 資 産 処 分 益	48
特 別 損 失	553
固 定 資 産 処 分 損	371
減 損 損	182
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	55,646
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,606
法 人 税 等 調 整 額	4,164
法 人 税 等 合 計	17,771
当 期 純 利 益	37,874
親会社株主に帰属する当期純利益	37,874

連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 2社
会社名
いよぎんビジネスサービス株式会社
株式会社いよぎんChalleng e & Smi le
(2) 非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。
(2) 持分法適用の関連法人等 該当事項はありません。
(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。
(4) 持分法非適用の関連法人等 3社
持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 2社

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～40年

その他 5年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要な修正等を加えて算定しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,311百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ資産査定監査部署が査定結果を監査しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

9. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当行取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員への株式会社いよぎんホールディングスの株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

10. 固定資産解体費用引当金の計上基準

固定資産解体費用引当金は、当行が保有する本店等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13. 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(貸倒引当金)

1. 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

貸倒引当金 31,524百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 150百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,567 百万円
危険債権額	71,916 百万円
要管理債権額	20,629 百万円
三月以上延滞債権額	2,338 百万円
貸出条件緩和債権額	18,290 百万円
小計額	96,113 百万円
正常債権額	5,900,336 百万円
合計額	5,996,449 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,719百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	863, 381百万円
貸出金	660, 145百万円

担保資産に対応する債務

預金	6, 766百万円
売現先勘定	91, 460百万円
債券貸借取引受入担保金	327, 936百万円
借用金	745, 494百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券393百万円及びその他資産35, 000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金5, 733百万円、金融商品等差入担保金38, 767百万円、保証金4百万円及び敷金334百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1, 268, 770百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1, 073, 913百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条のうち主に第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 12, 231 百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 53, 461 百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 8, 143 百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は51, 899百万円であります。

10. 連結総自己資本比率（国際統一基準）は15. 32%であります。

(連結損益計算書関係)

「その他の経常費用」には、株式等償却5百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に金融サービス事業を行っております。そのため、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的及び経営政策目的で保有しているほか、一部売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建金融資産・負債については為替の変動リスクに晒されており、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段を発生別・残存期間別にグルーピングし、ヘッジ手段の残高がヘッジ対象の残高を上回っていないことを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

このほか、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行においては、半年毎に「リスク管理計画」を取締役会で策定し、そのなかで信用リスクに関する方針を定めております。具体的には、特定のお取引先並びに実質的に同一とみなされるお取引先グループ、特定の業種への与信集中の抑制によるリスクの分散等を図っております。また、与信集中の抑制以外にも、内部格付別・営業ブロック別・全業種別等の与信状況について定期的に管理・分析を行っており、信用リスクの高度化による与信ポートフォリオの最適化に努めております。これらの管理状況の結果については、項目に応じて定期的に取締役会等へ報告を行っております。

また、リスク統括部を営業関連部門から完全に独立した信用リスク管理部署と定め、「内部格付制度」を当行における信用リスク管理の根幹の制度と位置付け、その上で制度に関する基準を制定し、個社別の与信管理、業務運営等に活用しております。リスク統括部では、内部格付制度の設計・基準制定及び変更、内部格付制度の検証及び運用の監視等を所管しており、内部格付制度の適切な運営や格付の正確性・一貫性の確保に責任を負う体制しております。

一方、審査関連部門は個別与信にかかる審査等を担当しており、営業推進部門から分離し審査の独立性を確保するとともに、融資に関する基本原則を遵守し、お取引先の財務状況や資金使途、返済能力等を勘案した厳正かつ総合的な審査を実施しております。なお、審査関連部門は、審査関連業務の企画、お取引先への与信審査、企業再生に係る経営相談、問題債権の管理及び担保評価等を担当する審査部、海事関連業者のお取引先への与信審査及び業界動向調査に特化したシップファイナンス部、個人ローン審査を担当する個人ローンセンターの3部センタ一体制としております。資産の自己査定については、資産査定基準の制定等をリスク統括部が所管した上で、営業店による1次査定、本部各部による2次査定ののち、リスク管理部（当行の完全親会社である株式会社いよぎんホールディングスの信用リスク統括部署）による検証を実施する等、厳正な運用体制を確保しております。

連結子会社においては、各社の保有する債権について、当行が保有する債権とあわせて、お取引先毎に管理しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当行では、市場リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、グループALM委員会を中心とする管理体制のもとで市場リスクの統合管理を行っております。

グループALM委員会では、ギャップ法や時価評価分析、期間損益シミュレーション、VaR(バリュー・アット・リスク)等の多面的な手法を活用して、適時・的確にリスクの把握を行っております。これらの手法によるリスク分析に加え、収益構造分析、経済環境・市場予測等に基づいて、運用・調達の基本方針やリスク管理計画、ヘッジ戦略を検討しております。なお、市場取引部門については、取引を執行する部署及び決済等の事務を行う部署から独立したリスク管理部署であるリスク統括部を設置し、相互牽制を図っております。

また、半年毎に取締役会で策定している「リスク管理計画」においてリスク量のリミットを設定し、リスク統括部はその遵守状況のモニタリングを実施するとともに、モニタリング結果を定期的に取締役会等

に報告を行っております。
(市場リスクに係る定量的情報)

当行では、市場リスクの計測をVaRにより行っております。VaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間120営業日、信頼区間99.9%、観測期間1,200営業日)を採用しております。

当行において主要な市場リスクは株式リスクと金利リスクであり、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「預金」、「借用金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引であります。

当連結会計年度末現在、株式リスクや金利リスクを含む当行の市場リスク量(損失額の推計値)は2,243億円であります。

なお、当行では、VaRとVaR計測期間に対応した実際の損益変動を比較するバックテスティングを定期的に実施し、使用する計測モデルの精度に問題がないことを確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動から統計的に算出した市場リスク量であり、市場環境が激変する状況下におけるリスクを適正に表せない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALMを通して、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	4,599	4,599	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	232	232	—
(3) 金銭の信託	1,885	1,885	—
(4) 有価証券(*1)			
その他有価証券	2,037,305	2,037,305	—
(5) 貸出金	5,667,471	5,555,453	
貸倒引当金(*2)	△31,260		
	5,636,210	5,555,453	△80,756
資産計	7,680,233	7,599,476	△80,756
(1) 預金	6,500,754	6,497,733	△3,021
(2) 譲渡性預金	448,063	448,063	—
(3) 借用金	753,277	745,736	△7,541
負債計	7,702,095	7,691,532	△10,562
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,874	6,874	—
ヘッジ会計が適用されているもの(*4)	(36,775)	(36,775)	—
デリバティブ取引計	(29,900)	(29,900)	—

(*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*4) ヘッジ対象である貸出金等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(*5) 重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(*1) (*2)	11,323
組合出資金等(*3)	12,102

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,117,522	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	8,478	—	—	—	—	—
買入金銭債権	3,723	—	—	—	—	880
有価証券	89,601	493,298	145,352	146,918	124,149	475,368
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	89,601	493,298	145,352	146,918	124,149	475,368
うち国債	9,500	107,500	10,000	—	16,000	—
地方債	17,137	64,707	65,034	64,823	56,460	35,034
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	22,536	28,046	9,702	1,575	480	1,200
貸出金(*)	1,309,871	1,057,260	861,575	596,993	659,069	1,082,294
合 計	2,529,197	1,550,559	1,006,927	743,912	783,219	1,558,542

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない75,123百万円、期間の定めのないもの25,282百万円は含めておりません。

(注3) 借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	6,163,046	288,046	41,777	1,141	6,742	—
譲渡性預金	448,063	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	5,299	—	—	—	—	—
売現先勘定	91,460	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	327,936	—	—	—	—	—
借用金	181,968	187,406	381,425	654	732	1,090
合 計	7,217,774	475,452	423,203	1,795	7,475	1,090

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	901	901
商品有価証券				
売買目的有価証券				
国債	232	—	—	232
金銭の信託	—	—	1,885	1,885
有価証券(*)				
その他有価証券				
国債	87,254	86,272	—	173,526
地方債	—	298,865	—	298,865
社債	—	28,072	52,466	80,539
株式	403,176	—	—	403,176
その他	747,237	332,861	980	1,081,080
資産計	1,237,900	746,072	56,235	2,040,207
デリバティブ取引				
金利関連	29	8,342	—	8,372
通貨関連	—	△38,298	—	△38,298
債券関連	25	—	—	25
デリバティブ取引計	54	△29,955	—	△29,900

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は117百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	3,698	3,698
金銭の信託	—	—	—	—
貸出金	—	—	5,555,453	5,555,453
資産計	—	—	5,559,151	5,559,151
預金	—	6,497,733	—	6,497,733
譲渡性預金	—	448,063	—	448,063
借用金	—	745,736	—	745,736
負債計	—	7,691,532	—	7,691,532

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引金融機関等から提示された価格によっており、入手した価格に使用されたインプットに基づきレベル3の時価に分類しております。信託受益権以外の買入金銭債権については、債権の性質上短期のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

商品有価証券

商品有価証券は国債であり、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているため、レベル1の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産の構成物については、取引金融機関等から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

社債のうち自行保証付私募債は、残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付に応じた信用リスクを反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない有価証券については、取引金融機関等から提示された価格を利用しており、入手した価格に使用されたインプットに基づきレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利による貸出金については、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。固定金利による貸出金については、貸出金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付等に応じた信用リスクを反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）の貸出金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額に基

づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金については、将来のキャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当行の信用リスクを反映した割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、変動金利による借用金については、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による借用金については、当該借用金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当行の信用リスクを反映した割引率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、現在価値技法やオプション価格評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債	現在価値技法	割引率	0.1% - 16.5%	0.4%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2024年3月31日)

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価から の振替	期末残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益	
	損益に計上	その他の 包括利益 に計上						
買入金銭債権	1,484	—	△0	△582	—	—	901	—
金銭の信託	1,746	△100	209	30	—	—	1,885	△100
有価証券								
その他有価証券								
社債	58,084	130	△44	△5,703	—	—	52,466	—
その他	976	—	4	—	—	—	980	—
デリバティブ取引								
その他	1	△1	—	—	—	—	—	—

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク統括部にて時価の算定に関する方針及び手続並びに時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や当行が算定した推計値との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債のうち自行保証付私募債の時価の算定で用いている割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△22

2. 満期保有目的の債券（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券（2024年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	400,611	82,014	318,596
	債券	224,436	217,803	6,632
	国債	153,529	148,515	5,013
	地方債	49,241	47,823	1,417
	短期社債	—	—	—
	社債	21,666	21,463	202
	その他	598,602	556,021	42,581
	小計	1,223,650	855,839	367,810
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	2,564	2,848	△283
	債券	328,495	334,720	△6,225
	国債	19,997	20,009	△11
	地方債	249,624	255,436	△5,812
	短期社債	—	—	—
	社債	58,872	59,274	△402
	その他	483,496	489,624	△6,128
	小計	814,556	827,194	△12,637
合計		2,038,207	1,683,033	355,173

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8,500	5,880	281
債券	9,279	56	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	9,279	56	—
その他	1,967,327	14,692	5,322
合計	1,985,106	20,629	5,603

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は97百万円（うち、債券97百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合において、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等を勘案した基準により行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,885	1,143	742	742	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	2024年3月31日
役務取引等収益	
預金・貸出業務	3,958
為替業務	2,978
証券関連業務	941
その他業務	4,135
顧客との契約から生じる経常収益	12,013
上記以外の経常収益	160,894
外部顧客に対する経常収益	172,908

（1株当たり情報）

1. 1株当たりの純資産額

2,542円04銭

2. 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額

120円84銭